

港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

- 令和5年7月4日、名古屋港の5つのコンテナターミナル及び集中管理ゲートで運用されている名古屋港統一ターミナルシステムが不正プログラムへの感染により停止し、約3日間にわたり名古屋港のコンテナの搬入・搬出が止まるなど、物流に大きな影響を及ぼした。
- 名古屋港統一ターミナルシステムの設備と同様の機能を有するターミナルオペレーションシステム※（以下「TOS」という。）を運用している港湾は複数存在するところ、これらが停止した場合には、一般港湾運送事業者によるコンテナの搬出入等が困難になることから、TOS へのサイバー攻撃による港湾運送事業の途絶を防止することが不可欠である。
※コンテナ埠頭において、①船舶へのコンテナの積込に関する計画を作成する機能、②コンテナの配置に関する計画を作成する機能、③コンテナの配置の状況の管理を行うための機能の全てを有する情報処理システム。
- このような状況を踏まえ、TOS を使用する一般港湾運送事業者において必要なサイバー攻撃対策を講ずることを確保するため、港湾運送事業法施行規則（昭和 34 年運輸省令第 46 号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）事業計画の記載事項及び添付書類の追加（規則第4条第1項及び第7項関係）

- 港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号。以下「法」という。）第3条第1号に規定する一般港湾運送事業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の実施に当たり TOS を使用しようとする場合は、法第5条第1項第4号の規定に基づき当該許可の申請の際に提出する事業計画において、その使用する TOS の概要及び管理体制その他サイバーセキュリティ対策に関する事項を記載しなければならないこととする。
- また、申請者は、当該 TOS を所有していない場合には、当該許可の申請に当たって「所有者との間において、一般港湾運送事業の適正かつ確実な遂行の確保に必要な措置を講ずるための TOS の運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類」を提出しなければならないこととする。

（2）経過措置

本改正の施行の際現に TOS を使用している一般港湾運送事業者は、施行の日から1年以内に、法第17条第1項の規定による事業計画の変更の認可を申請しなければならないこと等とする。

（3）その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和6年2月中旬
施行：令和6年3月31日